

平成18年 5 月29日

各 位

会社名 櫻護謨株式会社  
代表者名 取締役社長 中村浩士  
(コード番号 5 1 8 9 東証二部)  
問合せ先 常務取締役 中野伍朗  
総務・資材担当兼総務部長  
電話番号(03)3466-2171

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成18年 6 月29日開催予定の当社第146回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年 5 月 1 日に施行され、定款が当該法律に基づき作成されることに伴い、文言を「会社法」の文言にあわせるとともに整備する所要の変更を行うものであります。また、条文新設などに伴い対応する条数の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」の施行後において単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、変更案第9条(単元未満株式の権利制限)を新設するものであります。
- (3) 「会社法」および法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は株主に対して提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の皆様のご利便性を高めるために変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

(4)「会社法」第370条により取締役会の書面決議または電磁的記録が認められることに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、変更案第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以上

(別紙)

定款変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>公告の方法</u>) 第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (<u>発行する株式の総数</u>) 第5条 当社の発行する株式の総数は1,800万株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を<u>買受けることができる</u>。 (<u>1単元の株式の数、単元未満株券の不発行および端株原簿への不記載</u>) 第7条 ①当社の<u>1単元の株式数</u>は1,000株とする。 ②当社は<u>1単元未満の株式</u>について株券を発行しない。 ③当社は<u>1株未満の端株</u>についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。 (新 設)</p>	<p>(<u>公告方法</u>) 第4条 (現行どおり) 第2章 株 式 (<u>発行可能株式総数</u>) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は1,800万株とする。 (自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を<u>取得することができる</u>。 (<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。 (第8条第2項に移行) (削 除) (<u>株券の発行</u>) 第8条 ①当社は株式に係る株券を發行する。 ②前項の規定に係らず当会社単元未満の株式について株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条</u> 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱およびその手数料については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>②<u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>③<u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱およびその手数料については法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> ①当社は株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>②<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせる。</p> <p>(株主名簿の閉鎖および基準日)</p> <p><u>第10条</u> ①当社は毎年3月31日の最終株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>②前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする事ができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> ①当社は株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>②<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し公告する。</p> <p>③当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、<u>当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株主名簿の閉鎖および基準日)</p> <p><u>第12条</u> ①当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項に係らず、基準日後定時株主総会までに発行または処分された株式を取得した者に対して<u>議決権を付与することができる。</u></p> <p>③第1項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第11条</u>            ㄱ (条文省略)</p> <p><u>第12条</u>            (新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第13条</u> ①株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決定する。</p> <p>②<u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p><u>第14条</u>            ㄱ (条文省略)</p> <p><u>第15条</u>            第 4 章 取締役および取締役会            (新 設)</p> <p><u>第16条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第13条</u>            ㄱ (現行どおり)</p> <p><u>第14条</u>  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条</u> <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>②<u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、決議権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その決議の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>第17条</u>            ㄱ (現行どおり)</p> <p><u>第18条</u>            第 4 章 取締役および取締役会  <u>(取締役会の設置)</u></p> <p><u>第19条</u> <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p><u>第17条</u> ①取締役は株主総会で選任する。  ②前項の選任は<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。  ③取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第18条</u> ①取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。  ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任者の残任期間と同一</u>とする。</p> <p><u>第19条</u>  ) (条文省略)</p> <p><u>第21条</u>  (新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第22条</u> 会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって<u>選任</u>する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p><u>第21条</u> ① (現行どおり)  ②前項の選任は<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。  ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> ①取締役の任期は、<u>選任後1年内の最終の事業年度</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。  ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p><u>第23条</u>  ) (現行どおり)</p> <p><u>第25条</u>  (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条</u> <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第27条</u> 会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって<u>選定</u>する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略) (取締役の報酬)</p> <p>第25条 ①取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 ②前項の報酬には取締役が従業員を兼ねる場合に受ける従業員給与は含まない。</p> <p>第26条 (条文省略) (取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (新 設)</p> <p>第28条 (条文省略) (監査役の選任)</p> <p>第29条 ①監査役は株主総会で選任する。 ②前項の選任は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 ①監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第30条 ①取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 ② (現行どおり)</p> <p>第31条 (現行どおり) (取締役会の議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>第34条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第35条 ① (現行どおり) ②前項の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 ①監査役の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p><u>第32条</u>            ) (条文省略)</p> <p><u>第34条</u>            (監査役の報酬)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>第36条</u> (条文省略)            (監査役会の議事録)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第38条</u>            ) (現行どおり)</p> <p><u>第40条</u>            (監査役の報酬等)</p> <p><u>第41条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第42条</u> (現行どおり)            (監査役会の議事録)</p> <p><u>第43条</u> <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u>  <u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第44条</u> <u>当社は会計監査人を置く。</u>  <u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第45条</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第46条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  <u>②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>  <u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第47条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(<u>営業年度および決算期</u>)</p> <p><u>第38条</u> 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その<u>末日をもって決算期</u>とする。</p> <p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p><u>第39条</u> <u>利益配当金</u>は、毎決算期最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に支払う。</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>商法第293条ノ5の規定に従い、金銭の分配</u>（中間配当という。）をすることができる。</p> <p>(<u>配当金等の除斥期間</u>)</p> <p><u>第41条</u> <u>利益配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 ただし<u>利益配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第48条</u> 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p> <p><u>第49条</u> 当社の<u>剰余金の配当</u>は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に支払う。</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第50条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、<u>会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(<u>配当金等の除斥期間</u>)</p> <p><u>第51条</u> <u>剰余金の配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 ただし<u>剰余金の配当金</u>および中間配当金には利息をつけない。</p>